

島田市水防計画(令和6年3月 改定案)

新 旧 対 照 表

島田市防災会議

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>1 島田市水防本部 島田市の地域に係る水防を総括するために設置するもので、水防に関係の深い部、課で編成し、<u>島田市役所</u>内に置くものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>11</p> <p>12 水位周知河川（法第13条関係） 国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 国土交通大臣又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</p> <p>13 (略)</p> <p>20</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>(略)</p> <p>第4節 水防計画の策定及び変更</p> <p>(略)</p> <p>第5節 安全配慮</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定期</p> <p>1 島田市水防本部 島田市の地域に係る水防を総括するために設置するもので、水防に関係の深い部、課で編成し、<u>島田市民総合施設プラザおおるり</u>内に置くものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>11</p> <p>13 水位周知河川（法第13条関係） 国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 国土交通省又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</p> <p>13 (略)</p> <p>20</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>(略)</p> <p>第4節 水防計画の策定及び変更</p> <p>(略)</p> <p>第5節 安全配慮</p> <p>(略)</p>

新

旧

第2章 水防組織

第2章 水防組織

(1) (略)

(1) (略)

(2) 水防本部の設置場所は、島田市役所3階大会議室とする。

(2) 水防本部の設置場所は、島田市民総合施設プラザおおるり3階災害対策室とする。

(3)

(3)

(略)

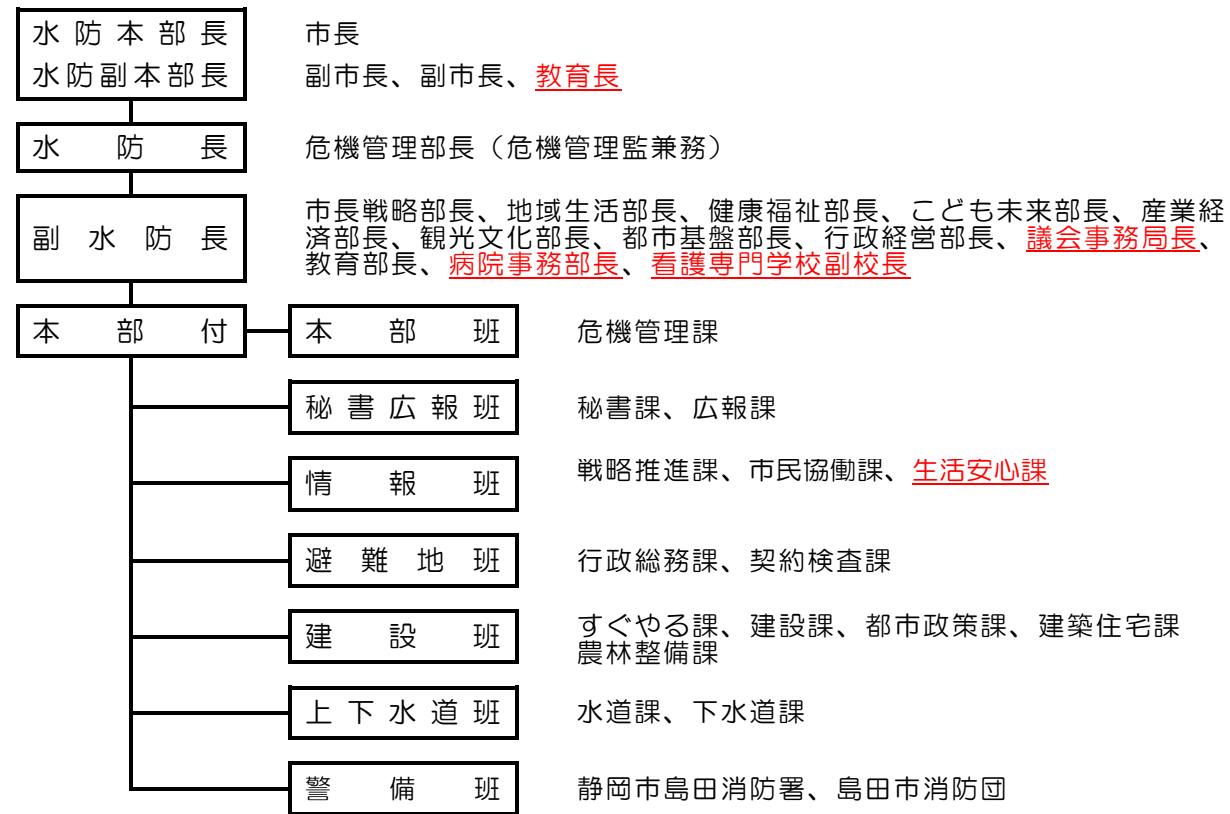
(略)

(5)

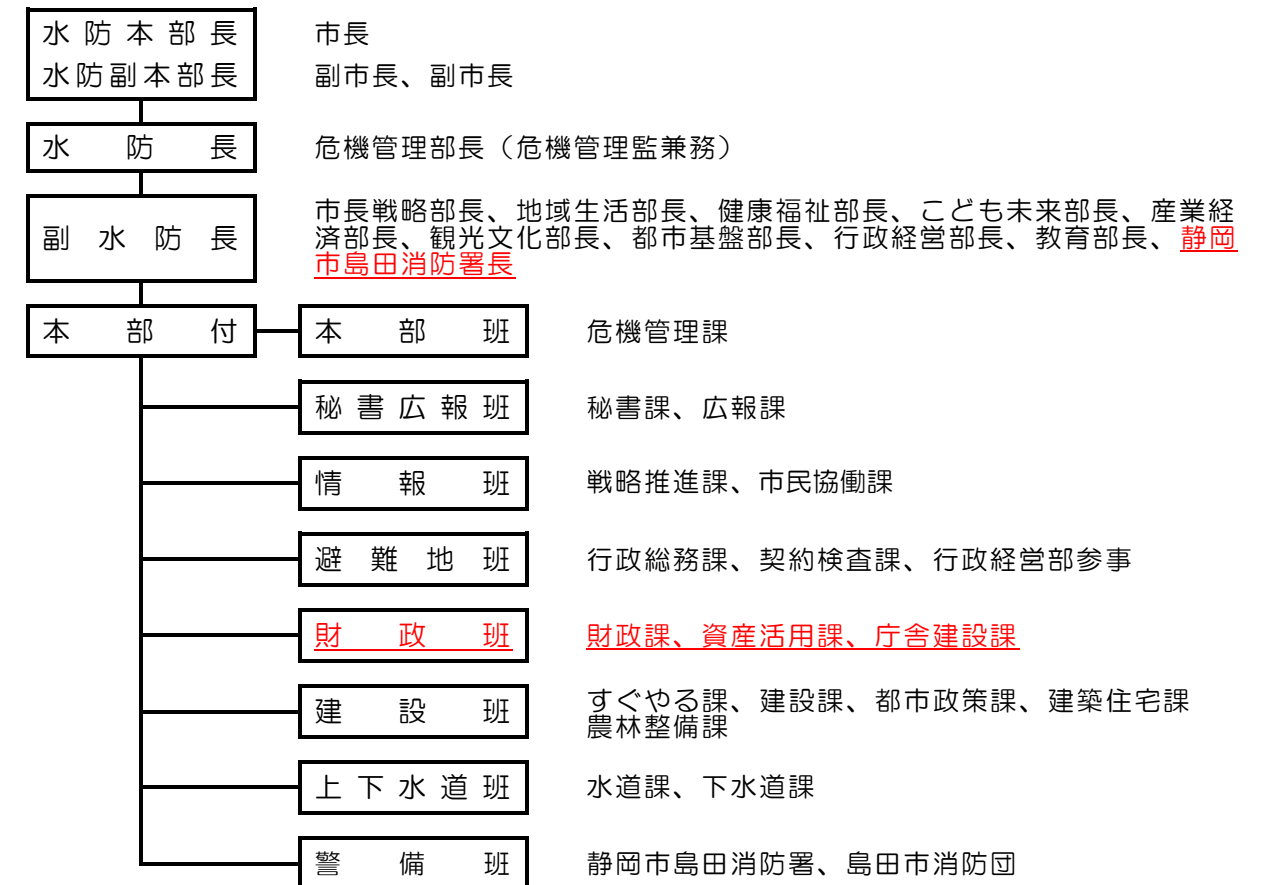
(5)

2 組織系統

2 組織系統



※川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。



※川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。

新		旧	
3 水防本部事務分掌（◎班長、○副班長）		3 水防本部事務分掌（◎班長、○副班長）	
班名	事務分掌	班名	事務分掌
本部班 ◎危機管理課長	（運営・調整チーム：危機管理課） ・水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事 と。 ・避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事 と。 ・水防本部の開設及び運営に関する事 と。 ・本部長の命令伝達に関する事 と。 ・関係機関との連絡調整及び報告に関する事 と。	本部班 ◎危機管理課長 <u>○生活安心課長</u>	（運営・調整チーム：危機管理課） ・水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事 と。 ・避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事 と。 ・水防本部の開設及び運営に関する事 と。 ・本部長の命令伝達に関する事 と。 ・関係機関との連絡調整及び報告に関する事 と。
秘書広報班 ◎秘書課長 ○広報課長	・市民への広報に関する事 と。 ・報道機関への発表及び協力要請に関する事 と。 ・水防本部の情報機器の設置及び管理に関する事 と。 ・本部長、副本部長の秘書に関する事 と。	秘書広報班 ◎秘書課長 ○広報課長	・市民への広報に関する事 と。 ・報道機関への発表及び協力要請に関する事 と。 ・水防本部の情報機器の設置及び管理に関する事 と。 ・本部長、副本部長の秘書に関する事 と。
情報班 ◎戦略推進課長 ○市民協働課長 <u>○生活安心課長</u>	・情報の収集及び受付に関する事 と。 ・情報の分類に関する事 と。 ・情報の管理に関する事 と。 ・ <u>情報の掲示に関する事と。</u>	情報班 <u>◎市民協働課長</u> <u>○戦略推進課長</u>	・情報の収集及び受付に関する事 と。 ・情報の分類に関する事 と。 ・情報の管理に関する事 と。
避難地班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長	・避難地派遣職員の動員及び出動に関する事 と。 ・避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する 事と。 ・住民の避難誘導等安全確保に関する事 と。 ・水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する 事と。	財政班 <u>◎財政課</u> <u>○資産活用課</u> <u>○庁舎建設課</u>	・ <u>災害経理に関する事と。</u> ・ <u>車両の確保、燃料の調達及び配車に関する事と。</u>
建設班 ◎すぐやる課長 ○都市政策課長 ○建設課長 ○建築住宅課長 ○農林整備課長	・公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに 関する事と。 ・道路、橋梁の交通規制に関する事 と。 ・道路障害物等の除去に関する事 と。 ・道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及 びその指導に関する事 と。 ・応急資機材の調達に関する事 と。	避難地班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長 <u>○行政経営部参事</u>	・避難地派遣職員の動員及び出動に関する事 と。 ・避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する 事と。 ・住民の避難誘導等安全確保に関する事 と。 ・水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する 事と。
上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長	・飲料水の確保、供給に関する事 と。 ・給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する 事と。 ・水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 と。 （飲料水供給施設も含む。） ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 と。	建設班 ◎すぐやる課長 ○都市政策課長 ○建設課長 ○建築住宅課長 ○農林整備課長	・公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに 関する事と。 ・道路、橋梁の交通規制に関する事 と。 ・道路障害物等の除去に関する事 と。 ・道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及 びその指導に関する事 と。 ・応急資機材の調達に関する事 と。
警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長	・危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事 と。 ・避難誘導に関する事 と。 ・救急、救出に関する事 と。	上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長	・飲料水の確保、供給に関する事 と。 ・給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する 事と。 ・水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 と。 （飲料水供給施設も含む。） ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 と。
		警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員	・危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事 と。 ・避難誘導に関する事 と。

注1：班の人員は必要に応じ、班の枠を超えて相互に融通できるものとする。
注2：災害発生時の非常配備体制は、島田市地域防災計画による。

新	旧																																																																																								
<p>注3：水防長は、大雨・洪水警報が発令され、第2配備体制で対処できないと判断した時に水防本部の設置を指示するものとする。</p> <p>注4：川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。</p>	<p>◎島田市消防団長 ・救急、救出に関すること。</p> <p>注1：班の人員は必要に応じ、班の枠を超えて相互に融通できるものとする。</p> <p>注2：災害発生時の非常配備体制は、島田市地域防災計画による。</p> <p>注3：水防長は、大雨・洪水警報が発令され、第2配備体制で対処できないと判断した時に水防本部の設置を指示するものとする。</p> <p>注4：川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。</p>																																																																																								
<p>4 水防本部連絡系統図</p> <p>(略)</p>	<p>4 水防本部連絡系統図</p> <p>(略)</p>																																																																																								
<p>5 消防団</p> <p>(1) 分団の管轄区域</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の組織（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>22</td> <td>第10分団</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td>28</td> <td>第11分団</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>37</td> <td>第12分団</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>70</td> <td>第13分団</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td>53</td> <td>第14分団</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>38</td> <td>第15分団</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>30</td> <td>第16分団</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>第7分団</td> <td>34</td> <td>女性分団</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>第8分団</td> <td>29</td> <td>機能別団員</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>第9分団</td> <td>40</td> <td>合計</td> <td>754</td> </tr> </tbody> </table>	組織	団員数(人)	組織	団員数(人)	団本部	22	第10分団	44	第1分団	28	第11分団	38	第2分団	37	第12分団	43	第3分団	70	第13分団	32	第4分団	53	第14分団	41	第5分団	38	第15分団	38	第6分団	30	第16分団	42	第7分団	34	女性分団	9	第8分団	29	機能別団員	86	第9分団	40	合計	754	<p>5 消防団</p> <p>(1) 分団の管轄区域</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の組織（令和4年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>22</td> <td>第10分団</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td>27</td> <td>第11分団</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>38</td> <td>第12分団</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>74</td> <td>第13分団</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td>55</td> <td>第14分団</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>39</td> <td>第15分団</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>33</td> <td>第16分団</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>第7分団</td> <td>37</td> <td>女性分団</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>第8分団</td> <td>28</td> <td>機能別団員</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>第9分団</td> <td>42</td> <td>合計</td> <td>781</td> </tr> </tbody> </table>	組織	団員数(人)	組織	団員数(人)	団本部	22	第10分団	48	第1分団	27	第11分団	39	第2分団	38	第12分団	49	第3分団	74	第13分団	35	第4分団	55	第14分団	43	第5分団	39	第15分団	40	第6分団	33	第16分団	41	第7分団	37	女性分団	10	第8分団	28	機能別団員	81	第9分団	42	合計	781
組織	団員数(人)	組織	団員数(人)																																																																																						
団本部	22	第10分団	44																																																																																						
第1分団	28	第11分団	38																																																																																						
第2分団	37	第12分団	43																																																																																						
第3分団	70	第13分団	32																																																																																						
第4分団	53	第14分団	41																																																																																						
第5分団	38	第15分団	38																																																																																						
第6分団	30	第16分団	42																																																																																						
第7分団	34	女性分団	9																																																																																						
第8分団	29	機能別団員	86																																																																																						
第9分団	40	合計	754																																																																																						
組織	団員数(人)	組織	団員数(人)																																																																																						
団本部	22	第10分団	48																																																																																						
第1分団	27	第11分団	39																																																																																						
第2分団	38	第12分団	49																																																																																						
第3分団	74	第13分団	35																																																																																						
第4分団	55	第14分団	43																																																																																						
第5分団	39	第15分団	40																																																																																						
第6分団	33	第16分団	41																																																																																						
第7分団	37	女性分団	10																																																																																						
第8分団	28	機能別団員	81																																																																																						
第9分団	42	合計	781																																																																																						
<p>(3) 消防団の編成及び職務</p> <p>(略)</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>第1節 重要水防箇所の区分及び評価基準</p> <p>(1) 国土交通省重要水防箇所の区分（抜粋）</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 消防団の編成及び職務</p> <p>(略)</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>第1節 重要水防箇所の区分及び評価基準</p> <p>(1) 国土交通省重要水防箇所の区分（抜粋）</p> <p>(略)</p>																																																																																								

新

(2) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案) (抜粋)
河川局治水課長通達 (平成6年10月28日建設省河治発第79号、最終改正：平成31年2月27日国土交通省河治第97号)

(略)

(3) 静岡県重要水防箇所の区分

(略)

(4) 静岡県 (県管理区間) 重要水防箇所評定基準

(略)

第2節 重要水防箇所 (出典：静岡県水防計画)

(1) 直轄 (国管理) 区間重要水防箇所表

図面対象箇所	河川名	ランドマーク	大字	左右岸	延長 (m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	避難場所
〳	〳	〳	〳		15					
6	大井川	JR東海道線下流	横井	左	280	14.6K ~14.8K+80m	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
〳	〳	〳	〳							
8	大井川	島田市博物館	河原	左	120	15.8K ~15.8K+110m	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
〳	〳	〳	〳							
11	大井川	新東名~大井川用水路橋	相賀	左	990	18.8K+130m 20.0K-40m	B	暫定堤防	積土のう工	相賀小学校 神座小学校
〳	〳	〳	〳							

旧

(2) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案) (抜粋)
河川局治水課長通達 (平成6年10月28日建設省河治発第79号、最終改正：平成18年10月16日国土交通省河治第97号)

(略)

(3) 静岡県重要水防箇所の区分

(略)

(4) 静岡県 (県管理区間) 重要水防箇所評定基準

(略)

第2節 重要水防箇所 (出典：静岡県水防計画)

(1) 直轄 (国管理) 区間重要水防箇所表

図面対象箇所	河川名	ランドマーク	大字	左右岸	延長 (m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	避難場所
〳	〳	〳	〳		-15-					
6	大井川	JR東海道線下流	横井	左	200	14.6K ~14.8K	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
〳	〳	〳	〳							
8	大井川	島田市博物館	河原	左	320	15.6K ~15.8K+110m	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
〳	〳	〳	〳							
11	大井川	新東名~大井川用水路橋	相賀	左	860	19.0K+130m 20.0K+20m	B	暫定堤防	積土のう工	相賀小学校 神座小学校
〳	〳	〳	〳							

新										
図面 対象箇 所	河川 名	ランドマーク	大字	左 右 岸	延長 (m)	位 置	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	水 防 工 法	避 難 場 所
〳	〳	〳	〳							
(削除)										
18	大井川	はばたき橋上流								
19	大井川	はばたき橋上流								
(略)										
削除										
20	大井川	松野鑄造所								
21	大井川	谷口橋	阪本	右	200	9.8K ~9.8k+40m	B	洗掘の未 施工	木流し 工	初倉小 学校
22	大井川	谷口橋								
23	大井川	谷口橋上流約 900m								
24	大井川	鎌塚茶農協下流約 400m								
(略)										
25	大井川	大代川合流部	金谷二軒家	右	20	14.8K+130m ~14.8K+150m	B	洗掘の未 施工	木流し 工	-
26	大井川	新大井川橋下流								
27	大井川	新大井川橋上流								
28	大井川	築切下排水樋管								
(略)										
29	大井川	新東名大井川橋	牛尾	右	190	18.8K+170m ~19.4K-70m	B	河積不足	積土の う工	-

旧										
図面 対象箇 所	河川 名	ランドマーク	大字	左 右 岸	延長 (m)	位 置	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	水 防 工 法	避 難 場 所
〳	〳	〳	〳							
18	大井川	はばたき橋上流	中河	右	180	5.8K+110m ~6.0K+90m	B	洗掘の未 施工	木流し 工	初倉中 学校
19	大井川	はばたき橋上流								
20	大井川	はばたき橋上流								
(略)										
21	大井川	東海道新幹線下流	中河	右	160	7.0K ~7.2K-20m	B	堤防脆弱 性	シート 張り工	初倉中 学校
22	大井川	松野鑄造所								
(略)										
23	大井川	谷口橋	阪本	右	200	9.6K ~10.0K	B	洗掘の未 施工	木流し 工	初倉小 学校
24	大井川	谷口橋								
25	大井川	谷口橋上流約 900m								
26	大井川	鎌塚茶農協下流約 400m								
(略)										
27	大井川	大代川合流部	金谷二軒家	右	20	14.8K+130m ~4.8K+150m	B	洗掘の未 施工	木流し 工	-
28	大井川	新大井川橋下流								
29	大井川	新大井川橋上流								
30	大井川	築切下排水樋管								
(略)										
31	大井川	新東名大井川橋	牛尾	右	170	18.8K+180m ~19.6K-20m	B	河積不足	積土の う工	-

(2) 県管理区間重要水防箇所表

図面 対象箇 所	河川 名	ランドマーク	大字	左 右 岸	延長 (m)	位 置	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	水 防 工 法	避 難 場 所
30	伊太谷川	放水路流入点~新 東名交差付近								
31	尾川	大津谷川合流点か ら上流へ								
32	相賀谷川	下相賀橋から上流 へ								
33	東光寺 谷川	八島橋から上流へ								
(略)										

(2) 県管理区間重要水防箇所表

図面 対象箇 所	河川 名	ランドマーク	大字	左 右 岸	延長 (m)	位 置	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	水 防 工 法	避 難 場 所
32	伊太谷川	放水路流入点~新 東名交差付近								
33	尾川	大津谷川合流点か ら上流へ								
34	相賀谷川	下相賀橋から上流 へ								
35	東光寺 谷川	八島橋から上流へ								
(略)										

新

34	東光寺谷川	出合橋から阿知ヶ谷橋
35	大津谷川	尾川合流点から上流へ
36	大井川	特養老人ホーム前
37	相賀谷川	下相賀橋上流300m～滝田橋
38	笹間川	大沢合流点下流500mから上流へ

(3) 水防上注意を要する陸閘

図面対象箇所	河川名	水門等の名称 (ランドマーク)	大字	左右岸	位置	管理者	摘要
39	大井川	相賀陸閘			(略)		

(4) 水防上注意を要する水門

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	大字	管理者	摘要
40	大井川	牛尾築切下排水樋管		(略)	
41	大井川	家山水門			
42	大津谷川	樋管			
43	大津谷川	高島排水機場			
44	大津谷川	高島樋門			
45	大津谷川 (栃山川)	栃山頭首工			
46	大代川	二軒家大樋樋門			
47	大代川	新堀川樋門			
48	大代川	泉町樋管			
49	大代川	清水樋門			
50	大代川	見晴樋門			

旧

36	東光寺谷川	出合橋から阿知ヶ谷橋
37	大津谷川	尾川合流点から上流へ
38	大井川	特養老人ホーム前
39	相賀谷川	下相賀橋上流300m～滝田橋
40	笹間川	大沢合流点下流500mから上流へ

(3) 水防上注意を要する陸閘

図面対象箇所	河川名	水門等の名称 (ランドマーク)	大字	左右岸	位置	管理者	摘要
41	大井川	相賀陸閘			(略)		

(4) 水防上注意を要する水門

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	大字	管理者	摘要
42	大井川	牛尾築切下排水樋管		(略)	
43	大井川	家山水門			
44	大津谷川	樋管			
45	大津谷川	高島排水機場			
46	大津谷川	高島樋門			
47	大津谷川 (栃山川)	栃山頭首工			
48	大代川	二軒家大樋樋門			
49	大代川	新堀川樋門			
50	大代川	泉町樋管			
51	大代川	清水樋門			
52	大代川	見晴樋門			

新

51	大代川	東町樋管	
52	大井川 (伊太谷川)	伊太水門	

(5) 水防上重大な影響のある橋梁

図面対象箇所	河川名	路線	橋梁(構造)	形状(LW) m	位置(大字)	影響の内容摘要	管理者
53	大井川	(一) 島田岡部線	大井川橋 (単純トラス橋)			(略)	
54	大井川	(主) 島田吉田線	谷口橋 (RC桁橋)				
55	大井川	蓬萊農道	蓬萊橋 (木製単桁橋)				

(6) 水防上重大な影響のある堤防

図面対象箇所	河川名	名称	延長m	位置(大字)	左右岸	影響の内容摘要	管理者
56	大井川	新堤防				(略)	

(7) 島田市重要水防箇所図(島田・金谷地区)

(略)

第3節 土砂災害(特別)警戒区域一覧

(略)

旧

53	大代川	東町樋管	
54	大井川 (伊太谷川)	伊太水門	

(5) 水防上重大な影響のある橋梁

図面対象箇所	河川名	路線	橋梁(構造)	形状(LW) m	位置(大字)	影響の内容摘要	管理者
55	大井川	(一) 島田岡部線	大井川橋 (単純トラス橋)			(略)	
56	大井川	(主) 島田吉田線	谷口橋 (RC桁橋)				
57	大井川	蓬萊農道	蓬萊橋 (木製単桁橋)				

(6) 水防上重大な影響のある堤防

図面対象箇所	河川名	名称	延長m	位置(大字)	左右岸	影響の内容摘要	管理者
58	大井川	新堤防				(略)	

(7) 島田市重要水防箇所図(島田・金谷地区)

(略)

第3節 土砂災害(特別)警戒区域一覧

(略)

新

旧

第4章 予報及び警報

第4章 予報及び警報

第1節 気象予報

第1節 気象予報

(略)

(略)

第2節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報

第2節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報

(1)

(1)

）(略)

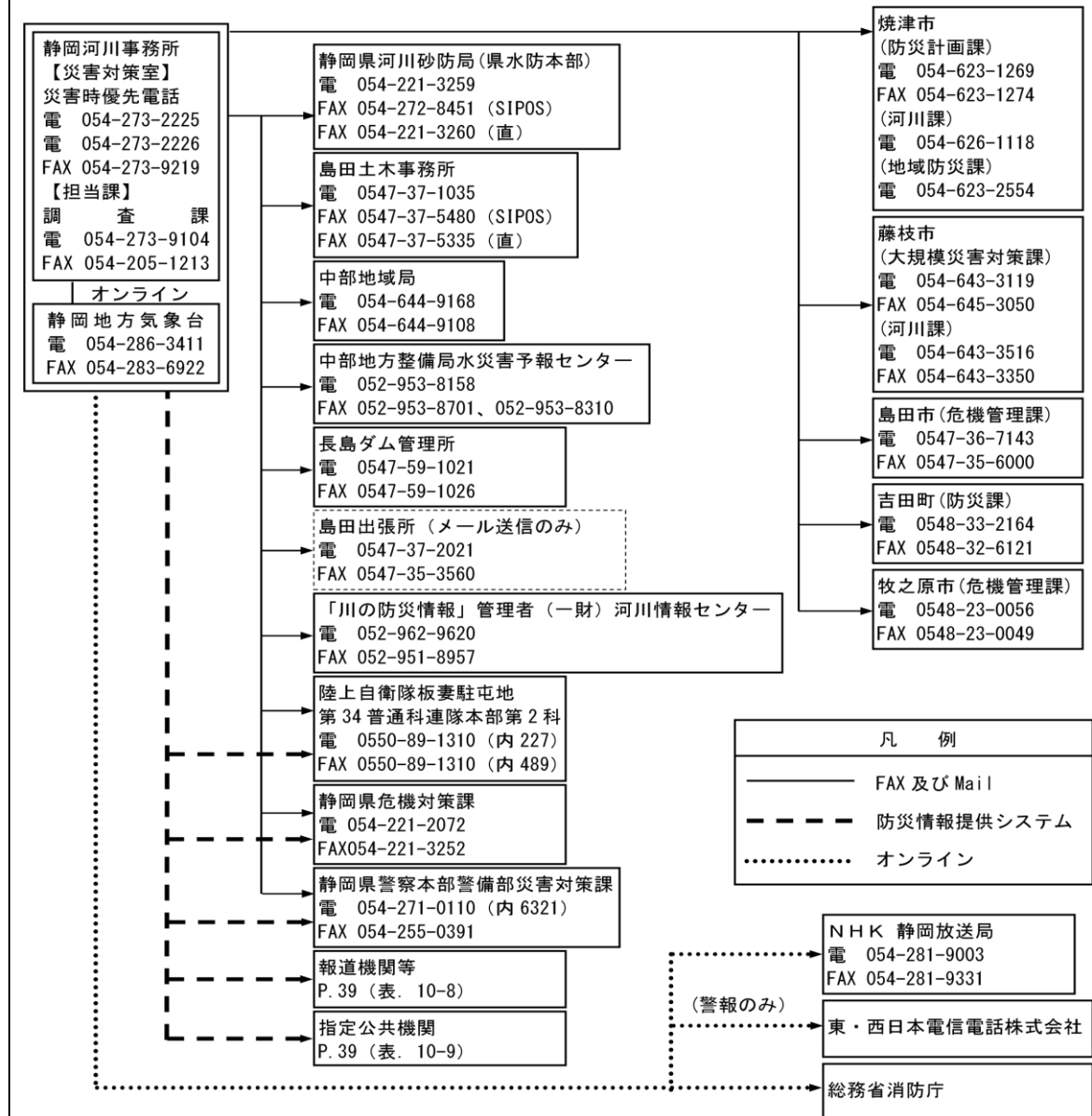
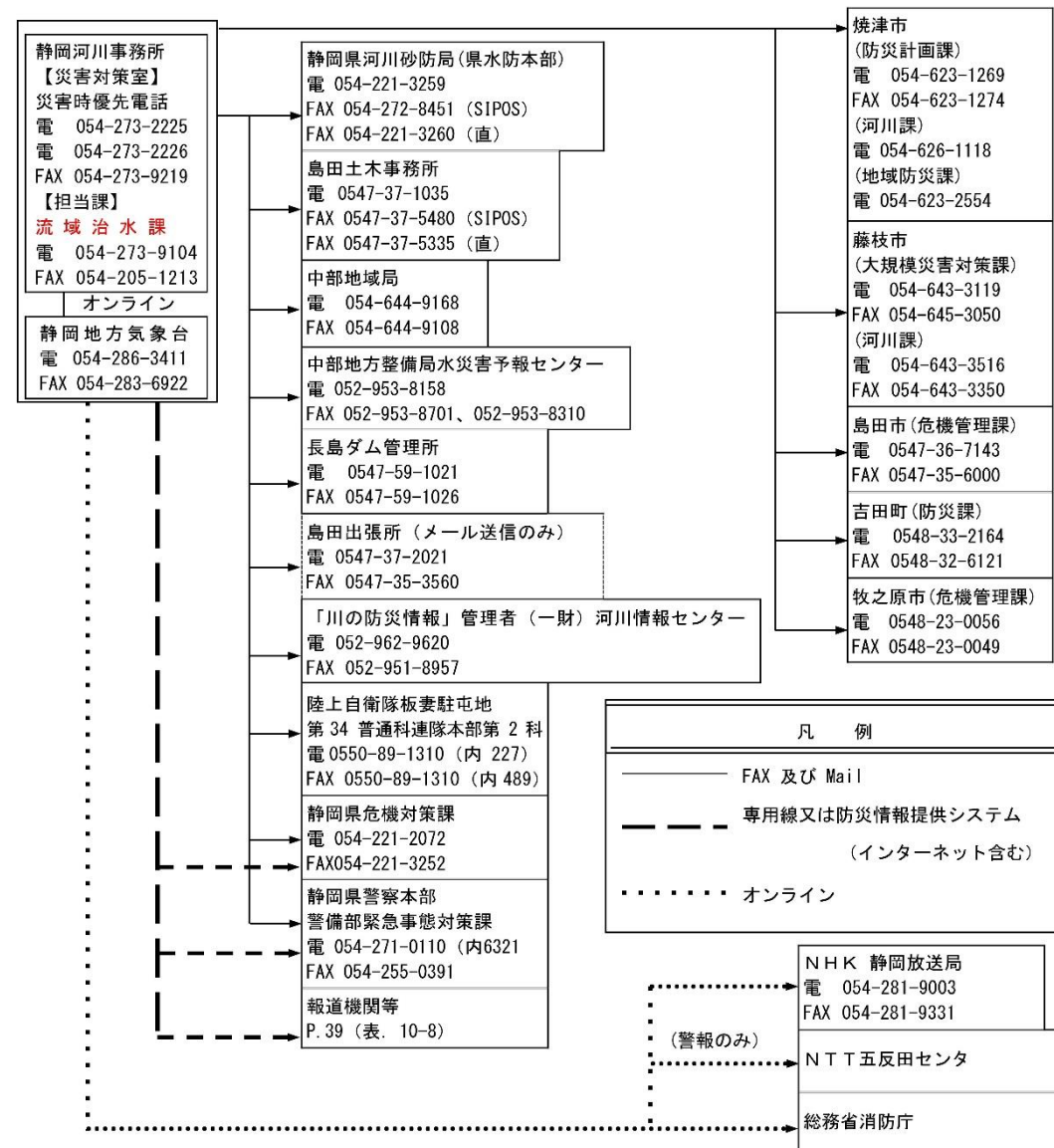
）(略)

(6)

(6)

(7) 洪水予報連絡系統図

(7) 洪水予報連絡系統図



新

旧

- (8)
-) (略)
- (10)

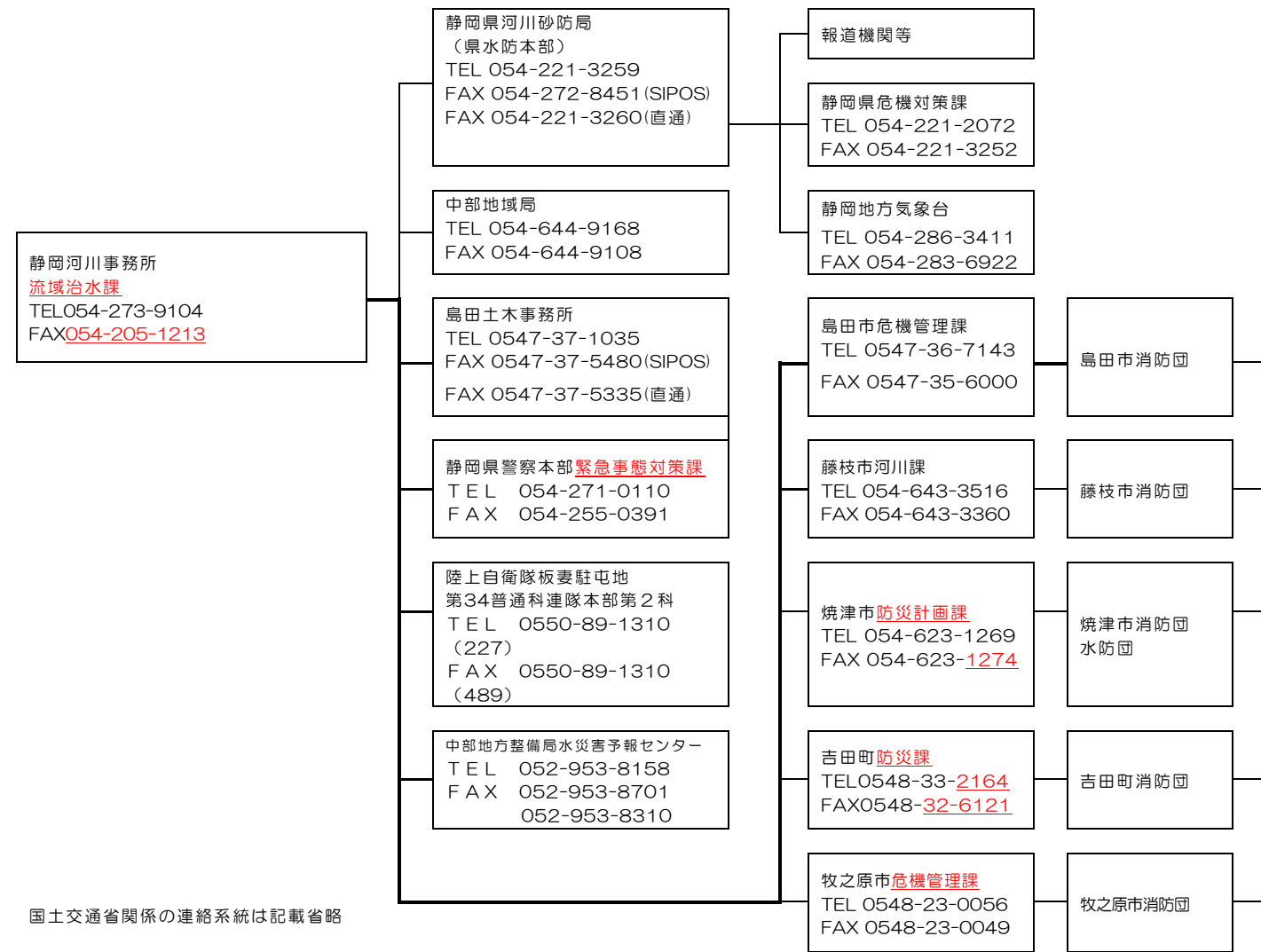
第3節 国土交通大臣が行う水防警報

1 水防警報計画

- (1)
-) (略)
- (4)

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



国土交通省関係の連絡系統は記載省略

- (8)
-) (略)
- (10)

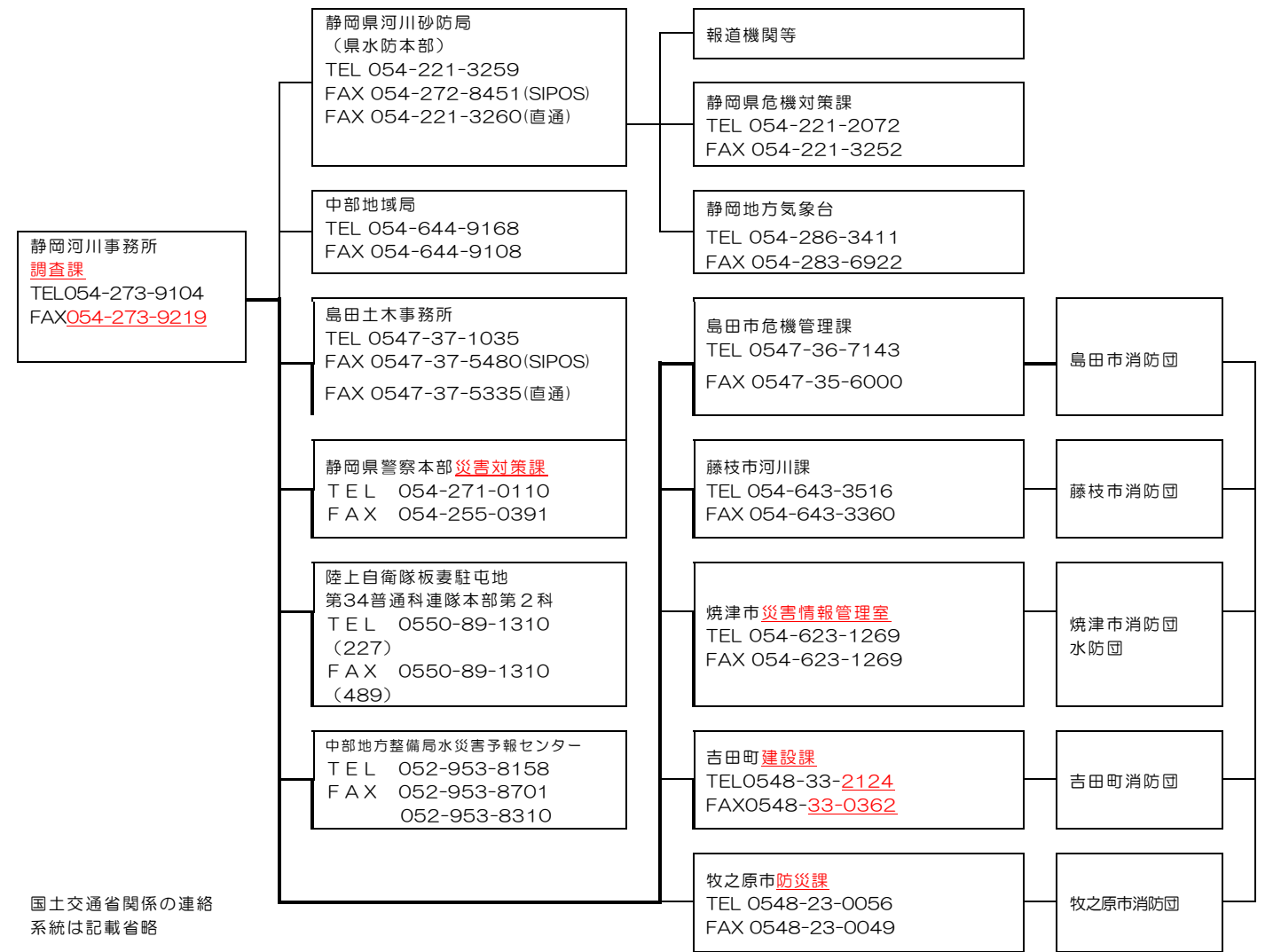
第3節 国土交通大臣が行う水防警報

1 水防警報計画

- (1)
-) (略)
- (4)

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



国土交通省関係の連絡系統は記載省略

新

旧

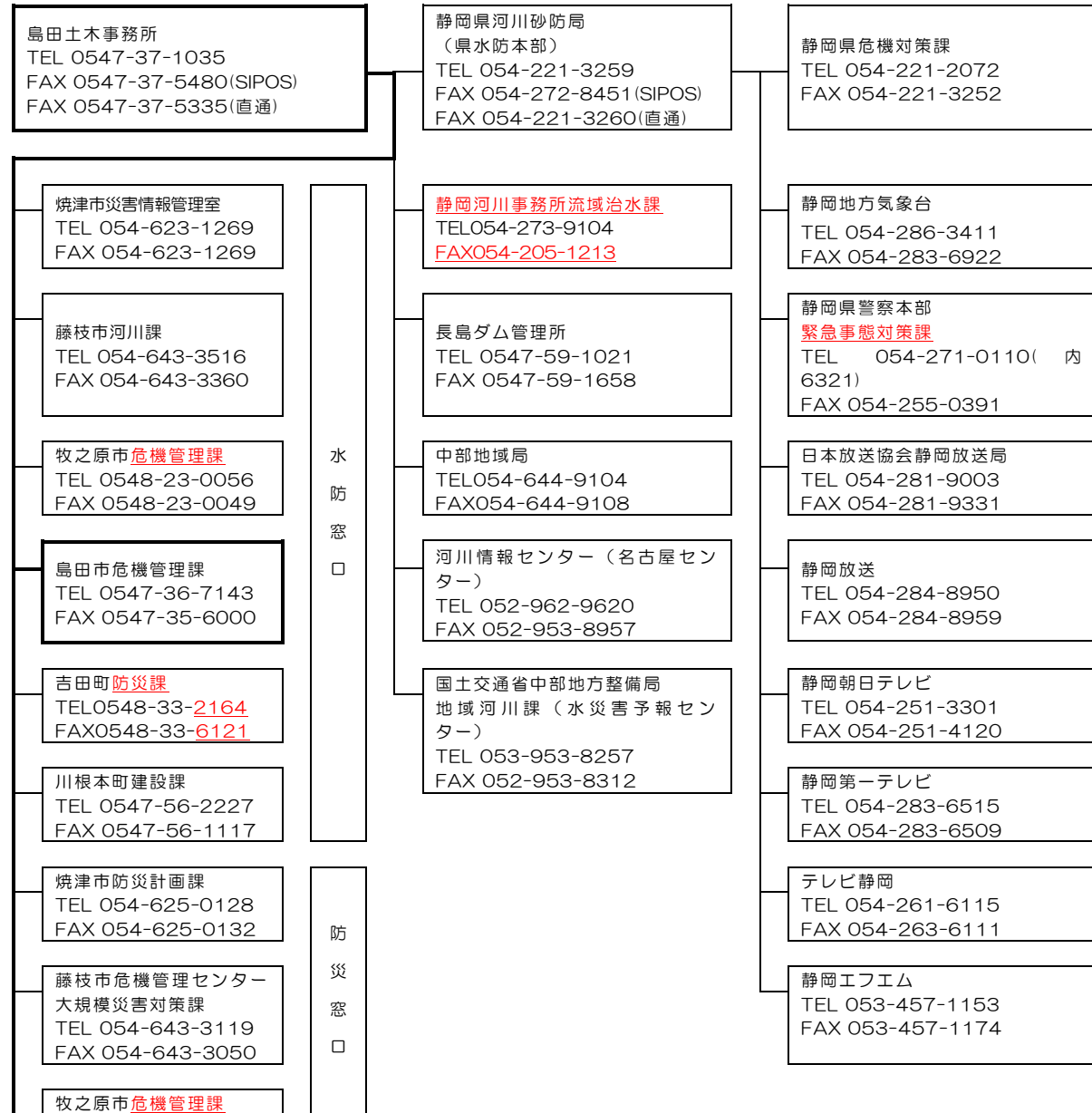
- (6)
-) (略)
- (7)

第4節 県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

1 水位周知河川における水位到達情報の提供

- (1)
-) (略)
- (5)

(6) 水位到達情報連絡系統図



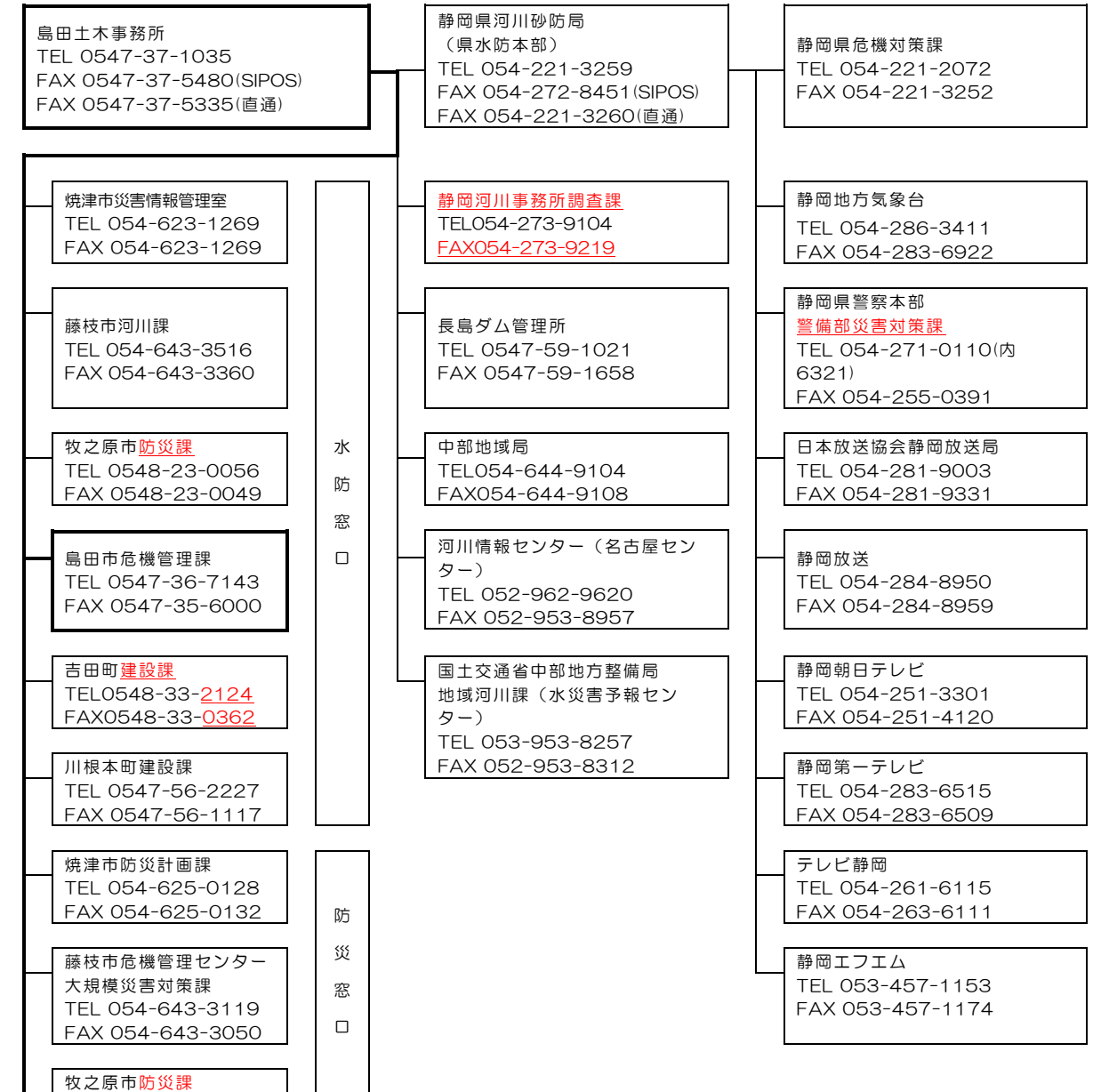
- (6)
-) (略)
- (7)

第4節 県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

1 水位周知河川における水位到達情報の提供

- (1)
-) (略)
- (5)

(6) 水位到達情報連絡系統図



新

旧

TEL 0548-23-0056
FAX 0548-23-0049

島田市危機管理課
TEL 0547-36-7143
FAX 0547-35-6000

吉田町防災課
TEL 0548-33-2164
FAX 0548-32-6121

川根本町総務課
TEL 0547-56-2220
FAX 0547-56-2235

※伝達方法は、基本的にファックスにて伝達する。
その後電話にて受領の確認を行う。

TEL 0548-23-0056
FAX 0548-23-0049

島田市危機管理課
TEL 0547-36-7143
FAX 0547-35-6000

吉田町防災課
TEL 0548-33-2164
FAX 0548-32-6121

川根本町総務課
TEL 0547-56-2220
FAX 0547-56-2235

※伝達方法は、基本的にファックスにて伝達する。
その後電話にて受領の確認を行う。

(7) 県管理河川水位到達情報発表用紙 (例)

(略)

第5章 気象予報等の情報収集

第1節 気象予報等の情報収集

(略)

第2節 雨量の監視

(略)

第3節 水位の監視

(1)

ㄷ (略)

(4)

(5) 市所管危機管理型水位計

観測地点	河川	位置	管理者	
			名称	電話
池田橋	沢川	船木	島田市危機管理課	0547-36-7143
<u>波田川</u>	<u>波田川</u>	<u>野田</u>		

(6)

ㄷ (略)

(7)

(7) 県管理河川水位到達情報発表用紙 (例)

(略)

第5章 気象予報等の情報収集

第1節 気象予報等の情報収集

(略)

第2節 雨量の監視

(略)

第3節 水位の監視

(1)

ㄷ (略)

(4)

(5) 市所管危機管理型水位計

観測地点	河川	位置	管理者	
			名称	電話
池田橋	沢川	船木	島田市危機管理課	0547-36-7143
<u>(新規)</u>				

(6)

ㄷ (略)

(7)

新	旧																																						
<p>第6章 ダム、水こう門等の操作</p> <p>第1節 ダム、水こう門等の操作</p> <p>1 } (略)</p> <p>2</p> <p>3 緊急時の措置</p> <p>(1) ダム注意箇所表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>ダム名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大井川</td> <td>大井川</td> <td>田代ダム</td> <td>静岡市葵区田代</td> <td>東京電カリニューアブルパワー(株)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大代川</td> <td>大代川農地防災ダム</td> <td>島田市大代</td> <td>静岡県</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ダム注意箇所図</p> <p>(略)</p> <p>第2節 水防上注意を要する水門等</p> <p>(1) 水門等箇所表 (国土交通省管理)</p> <p>(略)</p>	水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者	大井川	大井川	田代ダム	静岡市葵区田代	東京電カリニューアブルパワー(株)	(略)					大代川	大代川農地防災ダム	島田市大代	静岡県	<p>第6章 ダム、水こう門等の操作</p> <p>第1節 ダム、水こう門等の操作</p> <p>1 } (略)</p> <p>2</p> <p>3 緊急時の措置</p> <p>(1) ダム注意箇所表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>ダム名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大井川</td> <td>大井川</td> <td>田代ダム</td> <td>静岡市葵区田代</td> <td>東京電力(株)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大代川</td> <td>大代川農地防災ダム</td> <td>島田市大代</td> <td>静岡県 (島田市受託)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ダム注意箇所図</p> <p>(略)</p> <p>第2節 水防上注意を要する水門等</p> <p>(1) 水門等箇所表 (国土交通省管理)</p> <p>(略)</p>	水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者	大井川	大井川	田代ダム	静岡市葵区田代	東京電力(株)	(略)					大代川	大代川農地防災ダム	島田市大代	静岡県 (島田市受託)
水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者																																			
大井川	大井川	田代ダム	静岡市葵区田代	東京電カリニューアブルパワー(株)																																			
	(略)																																						
	大代川	大代川農地防災ダム	島田市大代	静岡県																																			
水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者																																			
大井川	大井川	田代ダム	静岡市葵区田代	東京電力(株)																																			
	(略)																																						
	大代川	大代川農地防災ダム	島田市大代	静岡県 (島田市受託)																																			

新

(2) 水門等箇所表 (静岡県管理)

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
オ	(略)				
カ					
キ					
ク	大代川	新堀川樋門	金谷東二丁目	静岡県	維持管理課 37-5274
ケ	(略)				
コ					

(3)

〃 (略)

(4)

(5) 水門等箇所表 (島田市管理)

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
ナ	(略)				
ニ					
ヌ					
ネ					
ノ					
ハ					
ヒ	大津谷川	大津谷川第11号樋管	元島田	島田市	すぐやる課 36-7181
フ	(略)				
ヘ					
ホ					
マ					
ミ					
ム					

旧

(2) 水門等箇所表 (静岡県管理)

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
オ	(略)				
カ					
キ					
ク	大代川	新堀川樋門	金谷東二丁目	静岡県 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
ケ	(略)				
コ					

(3)

〃 (略)

(4)

(5) 水門等箇所表 (島田市管理)

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
ナ	(略)				
ニ					
ヌ					
ネ					
ノ					
ハ					
ヒ	大津谷川	樋管	松葉町	島田市	すぐやる課 36-7181
フ	(略)				
ヘ					
ホ					
マ					
ミ					
ム					

新

旧

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
メ					
モ					
ヤ					
ユ					
ヨ			(略)		
ラ					
リ					
ル					
レ					

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
メ					
モ					
ヤ					
ユ					
ヨ			(略)		
ラ					
リ					
ル					
レ					

(6)
) (略)
 (7)

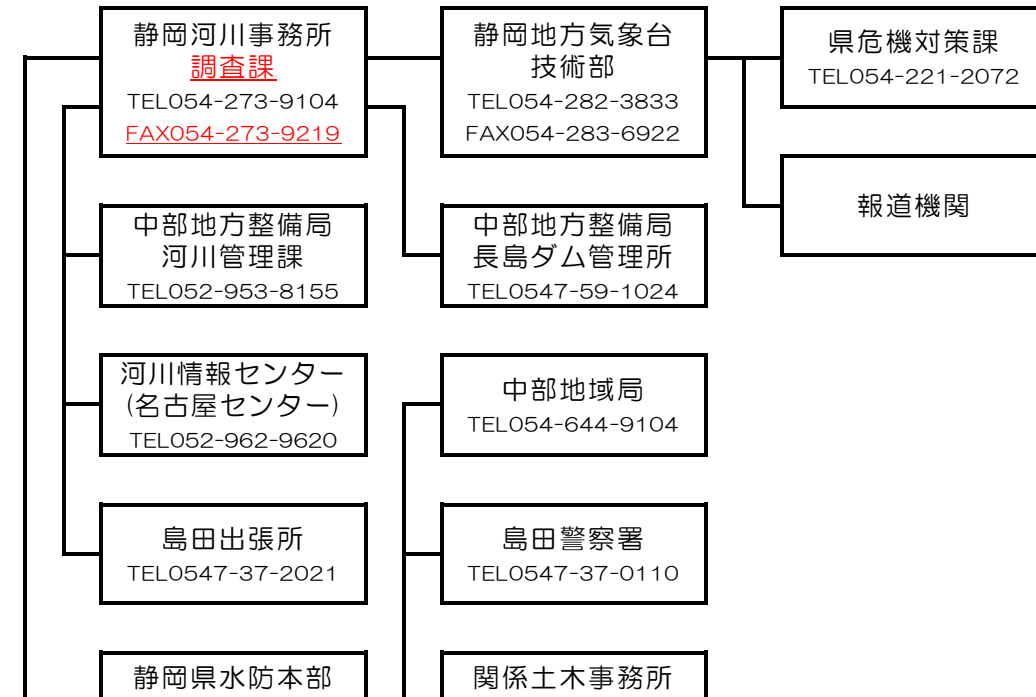
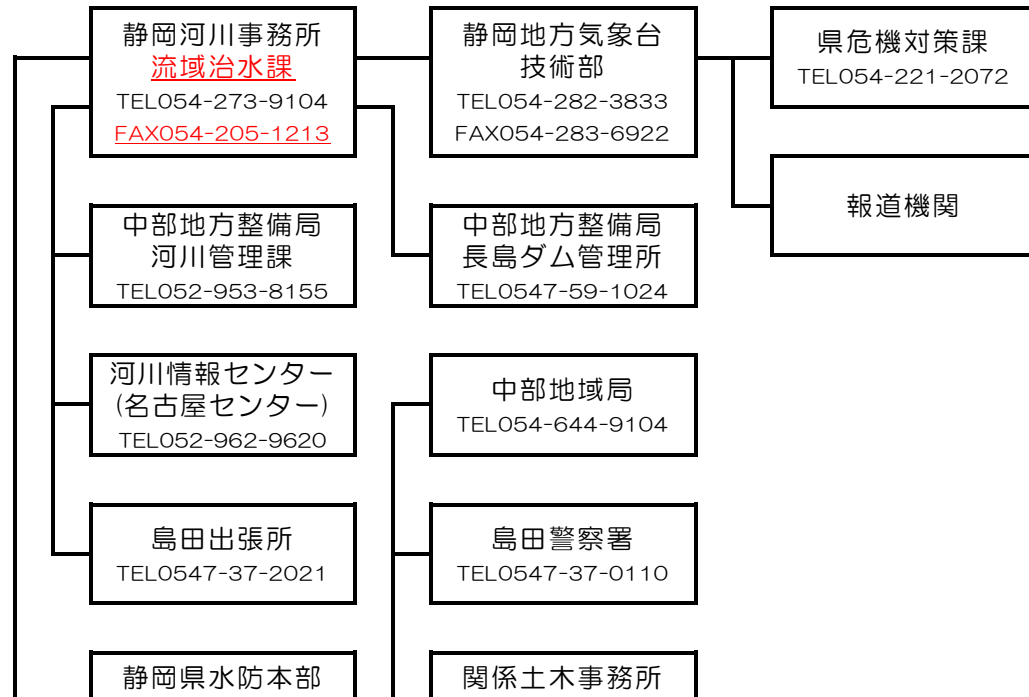
(6)
) (略)
 (7)

第7章 通信連絡

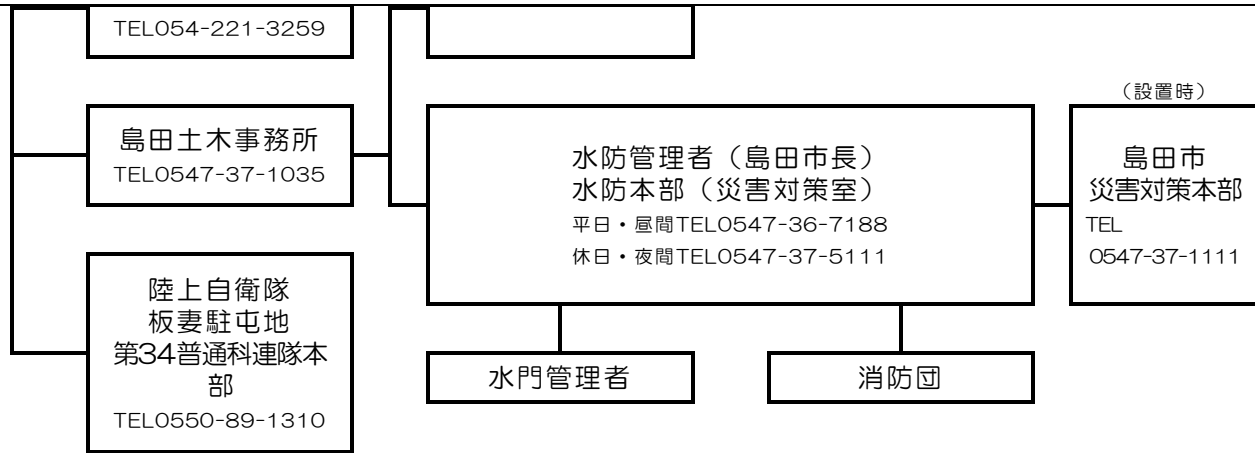
第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

第1節 水防通信連絡系統



新



旧



第2節 電話の利用

- (1)
-) (略)
- (6)

(7) 市消防団関係一覧

機関名	所在地	氏名
島田市消防団団長		
島田市消防団副団長		
島田市消防団第1方面隊長		
島田市消防団第2方面隊長		
島田市消防団第3方面隊長		
島田市消防団第4方面隊長		
島田市消防団副第1方面隊長(第1分団)		
島田市消防団副第1方面隊長(第2分団)		
島田市消防団副第1方面隊長(第3分団)		
島田市消防団副第1方面隊長(第4分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第5分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第6分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第7分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第8分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第9分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第10分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第11分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第12分団)		
島田市消防団副第4方面隊長(第13分団)	川根町家山	原 貴昭
島田市消防団副第4方面隊長(第14分団)		
島田市消防団副第4方面隊長(第15分団)		
島田市消防団副第4方面隊長(第16分団)		

(8) その他関係電話番号一覧

(略)

第2節 電話の利用

- (1)
-) (略)
- (6)

(7) 市消防団関係一覧

機関名	所在地	氏名
島田市消防団団長		
島田市消防団副団長		
島田市消防団第1方面隊長		
島田市消防団第2方面隊長		
島田市消防団第3方面隊長		
島田市消防団第4方面隊長		
島田市消防団副第1方面隊長(第1分団)		
島田市消防団副第1方面隊長(第2分団)		
島田市消防団副第1方面隊長(第3分団)		
島田市消防団副第1方面隊長(第4分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第5分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第6分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第7分団)		
島田市消防団副第2方面隊長(第8分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第9分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第10分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第11分団)		
島田市消防団副第3方面隊長(第12分団)		
島田市消防団副第4方面隊長(第13分団)	川根町家山	中村 太輔
島田市消防団副第4方面隊長(第14分団)		
島田市消防団副第4方面隊長(第15分団)		
島田市消防団副第4方面隊長(第16分団)		

(8) その他関係電話番号一覧

(略)

新	旧
<p>第3節 〵 (略)</p> <p>第5節</p> <p>第8章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防用資器材及び設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2節 輸送の確保 水防業務に使用する輸送車及び作業車は、次のとおりであり、必要に応じて水防本部に配備させるものとする。</p> <p style="text-align: right;">令和6年1月1日現在</p> <p>1 〵 (略)</p> <p>4</p> <p>第9章 水防活動</p> <p>第1節 〵 (略)</p> <p>第5節</p> <p>第6節 避難の指示 洪水等により著しい危険が切迫していると認められる時は、法第29条に基づき県知事、県知事の命を受けた県の職員又は市長は、速やかに必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</p> <p>なお、市長が立ち退きの指示をする際の避難情報の発表に係る基準については、「島田市避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編・土砂災害編）」によるものとし、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。市長が立退き又はその準備を指示するときは、遅滞なく島田警察署長へ通報するとともに、島田土木事務所長（水防区長）を經由して県知事へその旨を報告しなければならない。</p> <p>第7節 〵 (略)</p> <p>第9節</p>	<p>第3節 〵 (略)</p> <p>第5節</p> <p>第8章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防用資器材及び設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2節 輸送の確保 水防業務に使用する輸送車及び作業車は、次のとおりであり、必要に応じて水防本部に配備させるものとする。</p> <p style="text-align: right;">令和5年1月1日現在</p> <p>1 〵 (略)</p> <p>4</p> <p>第9章 水防活動</p> <p>第1節 〵 (略)</p> <p>第5節</p> <p>第6節 避難の指示 洪水等により著しい危険が切迫していると認められる時は、法第29条に基づき県知事、県知事の命を受けた県の職員又は市長は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</p> <p>なお、市長が立ち退きの指示をする際の避難情報の発表に係る基準については、「島田市避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編・土砂災害編）」によるものとし、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。市長が立退き又はその準備を指示するときは、遅滞なく島田警察署長へ通報するとともに、島田土木事務所長（水防区長）を經由して県知事へその旨を報告しなければならない。</p> <p>第7節 〵 (略)</p> <p>第9節</p>

新	旧
<p>第10章 水防信号、水防標識等</p> <p>(略)</p> <p>第11章 協力及び支援</p> <p>(略)</p> <p>第12章 費用負担と公用負担</p> <p>(略)</p> <p>第13章 水防報告等</p> <p>(略)</p> <p>第14章 水防訓練</p> <p>(略)</p> <p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第16章 水防協力団体</p> <p>第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等</p> <p>1 2 (略) 3</p> <p>4 水防協力団体の申請・指定及び運用 市は、水防協力団体の申請があった場合は、「島田市水防協力団体指定要領」に基づき、指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適性かつ確実に行われるよう「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」によるものとする。</p>	<p>第10章 水防信号、水防標識等</p> <p>(略)</p> <p>第11章 協力及び支援</p> <p>(略)</p> <p>第12章 費用負担と公用負担</p> <p>(略)</p> <p>第13章 水防報告等</p> <p>(略)</p> <p>第14章 水防訓練</p> <p>(略)</p> <p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第16章 水防協力団体</p> <p>第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等</p> <p>1 2 (略) 3</p> <p>4 水防協力団体の申請・指定及び運用 市は、水防協力団体の申請があった場合は、「島田市水防協力団体指定要領」に基づき、指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適性かつ確実に行われるよう「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」によるものとする。</p>

新

旧

島田市水防協力団体指定要領

第1 通則

島田市における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

第2 水防協力団体の要件

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会勢力でないことをその要件とする。

第3 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある消防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

第4 水防協力団体の申請方法

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、島田市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（島田市長）に「島田市水防協力団体指定申請書」（様式第1号）に「水防協力団体協力活動業務計画書」（様式第2号）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

第5 水防協力団体の指定

- (1) 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適性かつ確実にを行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときには、当該水防協力団体に対し、「島田市水防協力団体認定書」（様式第3号）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

第6 その他

島田市水防協力団体指定要領

第1 趣旨

島田市は、消防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない消防団員の増加並びに住民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

第2 水防協力団体の要件

水防協力団体は、法第36条に基づき、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する業務を適性かつ確実にを行うことができると認められる者とする。

第3 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する市長の所轄下にある消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (3) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (4) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (5) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

第4 水防協力団体の申請方法

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、島田市水防協力団体の指定を受けようとする者は、市長に「島田市水防協力団体指定申請書」（様式第1号）に「水防協力団体協力活動業務計画書」（様式第2号）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

第5 水防協力団体の指定

- (1) 市長は、前項の申請により業務を適性かつ確実にを行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときには、当該水防協力団体に対し、「島田市水防協力団体認定書」（様式第3号）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

第6 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

新	旧
<p>(1) この要領を<u>変更する必要</u>が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p>
<p>様式第1号（用紙 日本<u>産業</u>規格A4縦型） 島田市水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島田市水防管理者 島田市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第36条第1項及び「島田市水防協力団体指定要領」第4の規定に基づき、島田市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。</p>	<p>様式第1号（用紙 日本<u>工業</u>規格A4縦型） 島田市水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島田市水防管理者 島田市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第36条第1項及び「島田市水防協力団体指定要領」第4の規定に基づき、島田市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。</p>
<p>様式第2号（用紙 日本<u>産業</u>規格A4縦型）</p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>島田市水防管理者</u> <u>島田市長 様</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住 所</u> <u>（事務所所在地）</u> <u>団体の名称</u> <u>代表者氏名</u></p> <p style="text-align: center;">水防協力団体協力活動業務計画書</p> <p>島田市の実施する水防活動に協力<u>するため、以下の業務を実施します。</u></p> <p><u>（自由記載）</u></p>	<p>様式第2号（用紙 日本<u>工業</u>規格A4縦型） 水防協力団体協力活動業務計画書</p> <p>下記の島田市の実施する水防活動に協力<u>します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>※御協力いただける項目の番号に○印を記入してください。</u></p> <p><u>1 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力</u> <u>(1) 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援</u> <u>(2) 災害時における小さな子供やお年寄りなどの要配慮者の救護</u> <u>(3) 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報</u></p> <p><u>2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供</u> <u>具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等</u></p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p><u>3 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供</u> <u>(1) 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視</u> <u>(2) 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況等の情報連絡</u></p> <p><u>4 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究</u> <u>市が作成する洪水ハザードマップの配布</u></p>

新	旧
<p><u>【記載例】</u></p> <p><u>平時の活動事例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供 ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示 ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発 ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施 ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催 ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展 <p>など</p> <p><u>災害時の活動事例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土のうの袋詰めや運搬 ・子どもやお年寄りなどの救護 ・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援 ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供 ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供 <p>など</p> <p><u>(自由記載)</u></p> <p>◎その他ご協力いただける活動がありましたら<u>具体的に</u>内容をご記入ください。</p>	<p><u>5 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発</u> <u>実体験に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習</u></p> <p><u>6 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等</u> <u>市が開催する水防訓練への参加</u></p> <p>◎その他御協力いただける活動がありましたら内容を御記入ください。</p> <p>[]</p>

新	旧
<p>様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）</p> <p style="text-align: center;">島田市水防協力団体認定書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者 様</p> <p style="text-align: right;">島田市水防管理者 島田市長</p> <p>水防法第36条第1項及び「島田市水防協力団体指定要領」第4の規定に基づき、貴団体を島田市水防協力団体に指定します。</p>	<p>様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）</p> <p style="text-align: center;">島田市水防協力団体認定書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者 様</p> <p style="text-align: right;">島田市水防管理者 島田市長</p> <p>水防法第36条第1項及び「島田市水防協力団体指定要領」第4の規定に基づき、貴団体を島田市水防協力団体に指定します。</p>
<p style="text-align: center;">島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>第1 通則 <u>島田市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、消防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに島田市水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。</u></p> <p>第2 消防団等と水防協力団体との連携 水防法第36条及び「島田市水防協力団体指定要領」に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、<u>消防団等</u>による水防活動に対する協力業務であり、<u>島田市からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して</u>行うものとする。</p> <p>第3 活動報告書の提出 <u>水防管理者は、消防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体協力活動報告書」（様式第1号）を提出させることができる。</u></p> <p>第4 情報提供等 水防管理者は、「島田市水防協力団体指定要領」第4に基づき提出された「水防協力団体協力活動業務計画書」や前項の「水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の<u>提供</u>や指導、助言を行う。</p> <p>第5 その他 (1) この要領を<u>変更する必要</u>が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>第1 趣旨 <u>島田市における水防活動は、島田市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。</u></p> <p>第2 消防機関と水防協力団体との連携 水防法第36条及び「島田市水防協力団体指定要領」に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、<u>消防機関</u>による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、<u>活動</u>を行うものとする。</p> <p>第3 活動報告書の提出 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体協力活動報告書」（様式第1号）を提出させることができる。</p> <p>第4 情報提供等 市長は、「島田市水防協力団体指定要領」第4に基づき提出された「水防協力団体協力活動業務計画書」や前項の「水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。</p> <p>第5 その他 (1) この要領に<u>変更</u>が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p>

新

旧

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）
島田市水防協力団体協力活動報告書
年月日
島田市水防管理者
島田市長
住所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名
別紙のとおり水防協力活動を実施しましたので、「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」第3の規定に基づき提出します。

第17章 災害用伝言ダイヤル・伝言板

（略）

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）
島田市水防協力団体協力活動報告書
年月日
島田市水防管理者
島田市長
住所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」第3の規定に基づき提出します。

第17章 災害用伝言ダイヤル・伝言板

（略）